

対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令案及び対内直接投資等に関する命令の一部を改正する命令案等、対内直接投資等に関する業種を定める告示案等に対する意見

2020年4月2日

(同4月9日一部追加)

(一財)安全保障貿易情報センター(CISTEC)事務局

本年3月14日付で意見募集が開始された標記案につきまして、産業界で安全保障輸出管理に携わる立場から、次のように意見を申し述べます。なお、追加で意見を提出させていただきたくかもしれませんがご容赦下さい。

詳細な問題意識については、弊センターのサイトに資料を掲載していますので、ご参照頂ければ幸いです。

◎2019年改正外為法に係る政省令・告示案について一安全保障の観点からの考察と留意点
https://www.cistec.or.jp/service/zdata_gaitame_kaisei2019/8-200401.pdf

■全体的意見

輸出管理と投資管理は一体であり、輸出管理で流出を防いでいる機微技術が、投資を通じて流出することを防ぐ必要があります。投資制約要因とならないようにとの配慮は必要としても、その本来目的達成に向けた制度構築が必須です。

米国 FIRRMA では、非米国企業による日本企業への投資も審査対象になりますから、十全な制度運用が担保されなければ、米国 CFIUS 側の判断又は日本企業側の働きかけで FIRRMA の直接適用がなされる可能性も全くは否定できないところです。

また、FIRRMA の非支配投資に係る「審査例外国」の我が国への適用のためにも、十全な制度運用を期待しているところです。

■取得時事前届出について

(1)「包括免除」対象から、「外為法違反で処分を受けた者」が除外されていますが、①外為法や国際テロリスト財産凍結法による資産凍結等の経済制裁対象者、②改正テロ資金提供処罰法に違反して資金等を提供した場合の相手のテロリストや協力者、③経産省の外国ユーザーリスト掲載者、④米国の Entity List 等で「不正輸出関与」理由等で掲載されている者等は、安全保障上問題・懸念ありとされ輸出管理でも慎重な審査を行う対象ですので、同様に除外の検討が必要と考えます。

(2)免除不可となる「国有企業等」については、民営企業でも政府・党の実質的支配下に置かれる場合もありますから、当該国の諸法令や実態を十分踏まえた判断が必要と考えます。

国有企業等の定義の一つには、「外国政府等が当該法人その他の団体が行う対内直接投

資等又は当該対内直接投資等に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有しているもの」という項目がありますが、具体的にどのような場合にこの項目に該当するかをお示しいただきますようお願い致します。

(3) また、取得時に民間企業だったものが、取得後に「国有企業等」になる場合もあり得ますが、脱法的行為により制度の趣旨が損なわれないよう、企業のそのような属性変更自体を事前届出審査対象とすることが本来は望ましいと思います。それが難しければ、属性変更の場合の報告義務を厳格に履行させるよう実効的モニタリングと対処をお願い致します。

(4) 「包括免除」とされる「外国金融機関」は、業法では財産的・人的基礎の有無をチェックするものであり、(業法の内容、監督レベル自体も日本と同等かは検証できませんし) 認可されているからといって、安全保障上の懸念の有無とは無関係ですから、一律に「包括免除」とするのは適当ではないと考えます。

輸出管理では、世界の国々を安全保障上のリスクに応じて詳細なマトリクス分けを行い、包括許可等の適用の可否をきめ細かく分けています。安保上懸念がないと認定した特定ユーザー向けの輸出に包括許可を与える制度もあります。投資管理においても、本来それらと同様に、対象国、個別金融機関ごとにチェックを行い、(SWF 等の認証と同様に) 認証を受けた国、金融機関に対して免除の可否を決定するのが筋だと思われま

す。仮にそれが難しいとしても、大量破壊兵器開発やマネロン関与等により欧米等を含めて制裁対象となっている金融機関、武器禁輸国、軍拡・先端兵器開発等による安全保障上の懸念国の金融機関まで免除するのは不相当と考えます(国の安全等に係る非公開の技術情報へのアクセスを例外的に認められる場合があることからしても、そのような懸念国の金融機関に包括免除を与えるのは問題と思います)。

また、それらの懸念国の資本を受け入れている第三国の金融機関を通じた投資も安保上問題となり得るケースが想定可能であり、同様に慎重な扱いの検討が必要と思います。

「一般免除」となる認証 SWF 等についても、認証に際し、純粋に経済的利益が目的か、外国政府等から独立した意思決定がなされるかについて慎重な判断が必要と考えます。

■取得時事前届出免除基準と行為時事前届出基準について

(1) 行為時事前届出基準は、役員就任、事業譲渡・廃止の提案・同意をしないとの2点であり、安保に関わる非公開情報へのアクセスは対象となっていません。これは他の2点と異なり、事前届出免除後の事情変更は認めないとの趣旨と思われませんが、基準遵守義務が履行されるよう、(発行企業側の理解と協力も得つつ) ご当局の実効のあるモニタリングに期待するものです。

(2) 他方、非公開情報へのアクセスの例外として、(一定条件の下で)「発行会社側が自主的に提供した場合」「銀行等が自ら所有する株式や持分を利用しないことが担保される場合」が認められています。ただし、この告示の規定は、外為法の輸出管理規制をオーバー

ライドするものではありませんから、リスト規制技術を提供する場合には、経産大臣の許可が必要になるはずであり、この点の理解に乏しい企業が誤解して無許可提供してしまうことがないように、政府サイドでの十分な注意喚起をお願い致します。

また、上記の后者の例外は、敵対的買収案件においても適用されるのですので、発行会社側が確認する上でも、「必要な措置」について具体的基準が示されることが必要と考えます。

(3) 取得時事前届出における役員就任を「自ら提案」については、「他者を通じた提案」を含むとされていますが、その「他者を通じた提案」か「他者による提案」かによって「密接関係者」の範囲がかなり変わってきますので、両者の差異の判断ポイントを明確にされるようお願い致します。

(4) 行為時事前届出においては、役員就任の同意の場合には、「自ら提案」か「他者が提案」かを問わず事前届出が必要となります。これに対し、事業譲渡・廃止の提案・同意は、「自ら提案」の場合に限定されています。そうすると、密接関係者や「他者が提案」する事業の譲渡・廃止提案に関しては、取得時事前届出も不要となり、それに同意する行為も事前届出対象とはならないように思われます。同じ重要事項であるはずですが、役員就任の場合と比較して、事業譲渡・廃止の提案・同意については、要件が緩やかに設定されているように見えますが、役員就任の場合と同様に設定できないのか、できないとすればその差異を設ける理由、背景等のご説明をお願いできれば幸いです。

■コア業種の範囲について

サイバーセキュリティ関連業種（ソフトウェア業、情報処理サービス業、インターネット利用サポート業）についてコア業種となっているのは、電力、通信等の重要インフラのために特に設計されたものや100万件以上の個人情報扱うもの等に限定されています。

しかし、半導体のサプライチェーン関連業種等はIoT社会を支える基盤インフラであり、それらに係る専用設計されたソフトウェア等の業も対象とすることが望ましいように思われます。

■銘柄リストについて

直接はパブリックコメントの対象とはなっていませんが、付随的に意見を申し述べます。

銘柄リストの公開は、投資家の利便性向上の目的とは裏腹に、技術窃取・サイバー攻撃の対象とされる恐れありますし、企業判断で不掲載とすれば、コア業種事業がないとして事前届出免除とみなされ、不利益を被る可能性もあります。

軍事転用可能な汎用品の適確な該非判定は難度が高く、定款や有価証券報告書では判断は不可能ですし、時間の経過により輸出管理のリスト規制内容も変更がなされ（毎年、国際レジーム合意を反映して追加、削除、緩和等があります）、企業の事業にも変化も生じる中、メンテナンス、正確性担保も困難と思われます。

このようなリストは、行政庁ではなく、企業自身が公開のメリット、リスクを総合的に判断して、自ら情報発信するのが筋と思われます。

このような事情を踏まえ、銘柄リスト公開に当たっては、混乱や不利益を招かないような注釈と、一定期間後に継続の要否も含めて見直しが行なわれることについて、ご検討をお願い致します。

以上